

様式第3（第5条関係）

設楽町インターンシップに関する覚書

学生のインターンシップに関し、設楽町(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、次のとおり覚書を締結する。

(実習生の派遣及び受入れ)

第1条 乙は、別紙「インターンシップ実習生概要書」に定める学生（以下「実習生」という。)を甲に派遣し、甲はこれを受入れるものとする。

(実習生の氏名等)

第2条 実習生の氏名、受入期間及び受入部署は、別紙「インターンシップ実習生概要書」のとおりとする。

(実習生の身分)

第3条 実習生は、乙の学生の身分を有したまま実習を行うものとし、甲の職員としての身分は有しない。

(賃金等)

第4条 甲は実習生に対して、賃金、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

(守秘義務)

第5条 実習生は、インターンシップで知り得た秘密を漏らしてはならない。受入期間終了後も同様とする。

2 乙は、前項の規定による守秘義務の遵守について、監督責任を負うものとする。

3 実習生は、甲の書類等を引用してインターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(業務に専念する義務)

第6条 実習生は、受入期間中、町民への対応、勤務態度などに細心の注意を払い、受入部署の指導担当職員の指示に従い、業務に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 実習生は、甲の部署の信用を傷付け、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(災害等への対応)

第8条 甲の責めに帰さない事由により生じた受入期間中の期間中の実習生に係る災害及び受入部署への往復途上での災害に対しては、乙及び実習生の責任において解決するものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償への対応)

第9条 実習生は、受入期間中に故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合

はその損害を賠償する責めを負い、乙は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(実習生の提出書類)

第10条 第5条から前条までの規定を遵守するため、実習生に対して、甲への誓約書を事前に提出させなければならない。

(インターンシップの打ち切り)

第11条 甲は、実習生が第5条から第9条までの規定に違反する行為を行った場合その他インターンシップの実施を継続し難い事由が生じた場合は、受入期間の途中でインターンシップを打ち切ることができる。

(その他)

第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 北設楽郡設楽町田口字辻前14
設楽町
代表者 設楽町長 横山 光明 印

乙 住 所
名 称
代表者名 印